

鹿児島大学大学院司法政策研究科と九州大学法科大学院における
滞在型の特別聴講学生の受入れに関する協定書

1 受入学生の資格

鹿児島大学法科大学院及び九州大学法科大学院に在籍する学生は、在籍する法科大学院以外の法科大学院（以下「受入法科大学院」という。）において、一定の期間、滞在型の特別聴講学生として滞在し、所定の授業科目を履修することができる。ただし、在籍法科大学院を休学中の者は除く。

2 受入学生数

受入法科大学院が滞在型の特別聴講学生として受け入れる学生（以下「受入学生」という。）の数は、若干名とする。

3 受入学期及び期間

受入学生の受入学期及び期間は、3年次前期とする。なお、受入法科大学院は、1年を超えない期間で、受入学生の滞在期間を延長することができるものとする。

4 履修できる授業科目の範囲及び修得できる単位数

(1) 履修できる授業科目の範囲

受入学生は、受入法科大学院が指定する授業科目を履修することができる。

(2) 修得できる単位数

受入学生が、受入法科大学院で修得できる単位数は、30単位までとする。

5 出願の手續及び受け入れ予定学生の決定

出願の手続き及び受入学生の決定については、次の各号により取り扱う。

(1) 当該学生の在籍法科大学院長は、受入法科大学院の特別聴講学生として出願を希望する者について、定められた期日までに出願票及び所定の書類を受入法科大学院長に提出するものとする。

(2) 受入法科大学院長は、前号により希望した者のうちから選考し、受け入れ予定学生を決定する。

(3) 受入法科大学院長は、前号で決定した学生の氏名を在籍法科大学院長に通知する。

6 受入の許可

(1) 前項第2号により受け入れ予定学生と決定した者は、受入法科大学院の規則に定める手続を行う。

(2) 受入法科大学院長は、前号の手續を完了した者に対し特別聴講学生として受入を許可する。

(3) 受入法科大学院長は、前号で許可した学生の氏名を在籍法科大学院長に通知する。

7 成績評価及び単位認定の方法

受入法科大学院において履修した授業科目の成績の評価及び単位の認定については、受入法科大学院の規則の定めるところによる。

8 単位認定試験は、受入法科大学院の定めるところによる。

9 受入学生が修得した単位については、当該学生に対して成績証明書を発行するものとする。

10 受入学生の検定料，入学料及び授業料は徴収しない。

11 受入法科大学院は、受入学生の履修上必要な施設・設備の利用について、可能な限り便宜を供与する。

12 演習又は実習科目を履修する受入学生は、受入法科大学院が必要に応じて定める経費を負担しなければならない。

13 受入学生の受け入れに伴って生じる教育経費については、別途、大学法人間で定めるものとする。

14 本協定の運営に関し必要な事項は、法科大学院長間の協議により定める。

附 記

1 この協定は、平成22年1月1日から実施する。

2 本協定第5項第1号に定める出願は、当分の間、2月末日(当日が休日の場合は、その前日)を期限とする。

平成21年 7月23日

鹿児島大学大学院司法政策研究科長

采女博文

九州大学法科大学院長

西山芳